

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

鹿島道路株式会社
東京都文京区後楽1-7-27

2. 指名停止措置期間

平成26年7月28日から平成26年8月27日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

鹿島道路株式会社の元広島営業所長が、同営業所の業務に関し、法定の除外事由がないのに、平成25年5月において、同営業所の労働者に対し、1日について時間外労働・休日労働に関する協定に定めた限度時間を超える時間外労働を行わせたとして、平成25年12月24日に広島簡易裁判所から、労働基準法違反により鹿島道路株式会社及び元広島営業所長は、各々罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号に該当するとして、近畿中国森林管理局長より1ヶ月の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 剣持 賢一 電話018-836-2070